

女性に対する暴力をなくす運動

<概要>

政府では、毎年11月12日から11月25日(女性に対する暴力撤廃国際日)までの2週間、関係団体との連携、協力の下、女性に対する暴力の問題に関する取組を一層強化するための広報活動を実施しています。(平成13年6月5日男女共同参画推進本部決定)

<目的>

潜在化しやすい女性に対する暴力(配偶者等からの暴力、性犯罪、ストーカー行為、売買春、人身取引、セクシュアルハラスメント等)の問題に対し、社会の意識を喚起するとともに、女性の人権尊重のための意識啓発や教育の充実を図ることにより、暴力を容認しない社会風土を醸成するための啓発を強力に推進することを目的としています。

<平成29年度の取組(主なもの)>

- ポスター・リーフレットの配布、掲示
(マンガ家の西原理恵子氏デザイン)
- パープル・ライトアップ
※44都道府県114か所で実施予定
(11月7日現在)
- パープルリボン贈呈式(10月27日実施)
- テレビ、新聞、インターネットによる広報
- 全閣僚等のパープルリボン着用
※閣僚懇談会での発言あり(11月10日)

<担当>
 内閣府男女共同参画局暴力対策推進室
 TEL 03-5253-2111(内線37553)
 FAX 03-3592-0408
 i.danjo-e-vaw@cao.go.jp



(官邸ホームページ掲載写真を一部加工)

<平成29年度ライトアップを予定している都道府県>

※黄色の★は今年度初めて実施を予定している県
(11月7日現在)



<平成28年度ライトアップ写真>



パープルライトアップ

女性に対する暴力根絶のシンボルカラーであるパープルにライトアップし、暴力の根絶を呼びかけるとともに被害者に対し、「ひとりで悩まず、まずは相談を！」というメッセージを送っています。